

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
第 1 章～第 3 章 （略） 第 4 章 付加機能 （付加機能の提供） 第 24 条 当社は、5 G 契約者等から請求があったときは、別表 2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 2 （略） 3 第 1 項の規定にかかわらず、当社は、5 G 契約（コース A に係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。）の申込み又は 5 G 契約に係る区分の変更（コース B への変更に限ります。）の請求の際に、別表 2 に規定する国際ローミング機能の請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、次の場合は、この限りではありません。 （1）5 G 契約（コース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するもの及びコース B に係るものを除きます。）の申込みの際に国際ローミング機能の請求を行わない旨の意思表示があったとき。 （2）（略） 4～6 （略） （注 1）～（注 2）（略） 第 5 章～第 13 章 （略） 料金表 通則 1～50 （略） （注）（略） 別記 （略） 別表 1～別表 7 （略） 附 則（令和 7 年 9 月 11 日経企第 000600001778-01 号） この改正規定は令和 7 年 9 月 17 日から実施します。	第 1 章～第 3 章 （略） 第 4 章 付加機能 （付加機能の提供） 第 24 条 当社は、5 G 契約者等から請求があったときは、別表 2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 2 （略） 3 第 1 項の規定にかかわらず、当社は、5 G 契約（コース A に係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。）の申込み又は 5 G 契約に係る区分の変更（コース B への変更に限ります。）の請求の際に、別表 2 に規定する国際ローミング機能の請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、次の場合は、この限りではありません。 （1）5 G 契約（一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものを除きます。）の申込みの際に国際ローミング機能の請求を行わない旨の意思表示があったとき。 （2）（略） 4～6 （略） （注 1）～（注 2）（略） 第 5 章～第 13 章 （略） 料金表 通則 1～50 （略） （注）（略） 別記 （略） 別表 1～別表 7 （略）